

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	戸籍事務	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	岩田 峰夫	内線	2354
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	戸籍事務費(11-42-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠法令等	法の適用に関する通則法、国籍法、民法、戸籍法・同施行規則、地方自治法、墓地埋葬等に関する法律、住民基本台帳法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	日本国民について、その親族的な身分関係を登録し公証する。 また、日本国内に所在する外国人においても、その身分関係に関する事実について戸籍法を適用し公証する。 なお、戸籍と住民票の記載を一致させる目的のため、住民基本台帳法に基づいて戸籍の附票についても併せて整備する。				
対象者等	(1)根拠法令に基づく戸籍の届出事件本人 (2)戸籍の謄抄本等の請求者				
内容	国の法定受託事務 (1)届出受理・受附帳及び戸籍記載関係事務 (2)人口動態調査事務・相続税法58条通知事務 (3)諸証明交付事務 (4)附票処理事務 (5)民刑・身上照会事務 (6)その他の許可事務（火葬・死胎火葬・改葬）				
経過	昭和51年12月1日 閲覧制度廃止 昭和61年4月1日 ファクシミリを利用した区民事務所での戸籍謄抄本の発行開始 平成4年12月1日 ファクシミリを利用した区民事務所での戸籍の附票の発行開始 平成7年4月1日 戸籍タイプ浄書業務委託の実施 平成12年3月22日 地方分権により「機関委任事務」から「法定受託事務」に変更 成年後見制度新設 平成16年3月22日 届出（婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・養子離縁届）について、届出人等の本人確認実施 平成16年4月1日 電子情報処理組織による届出又は申請等の特例に関する規定の新設 平成16年7月1日 荒川区ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱制定（附票の写しに関する支援） 平成16年7月16日 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行 平成16年9月27日 氏又は名の記載に用いる文字の取扱いについて、戸籍法施行規則の一部を改正 平成16年11月1日 嫡出でない子の戸籍における父母との続柄欄の記載について、戸籍法施行規則の一部を改正 平成17年10月6日 戸籍の公開制度を現行よりも制限する方向性と、戸籍の届出の際の本人確認の実施について、戸籍法の見直しが法制審議会に諮問された。 平成20年5月1日 戸籍法の一部を改正 平成21年1月1日 国籍法の一部を改正				
必要性	法定受託事務のため区が行う必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 戸籍システム運用支援委託（富士セックシステムサービス） 「戸籍システムの導入」の再掲 証明発行等オペレーション委託（富士セックシステムサービス） 「戸籍システムの導入」の再掲				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額	20,904	18,001	17,466	18,177	15,586	11,128	5,700	
決算額（21年度は見込み）	20,214	16,938	15,623	14,651	13,608	7,777	5,700	
人件費			217,453	202,214	223,620	178,338		
【事務分担量】（%）			2,740	2,656	2,840	2,165		
合計（+）	20,214	16,938	233,076	216,865	237,228	186,115	5,700	
国（特定財源）								
都（特定財源）	170	170	170	170	175	179	175	
その他（特定財源）	29,342	29,572	30,754	29,927	30,575	32,855		
一般財源	-9,298	-12,804	202,152	186,768	206,478	153,081	5,525	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	届出事件数	12,243	12,277	12,139	12,029	14,119	12,911	
	戸籍処理事件数	3,772	3,821	3,891	3,869	4,181	4,064	
	諸証明件数	86,149	85,658	87,296	87,035	90,575	97,837	
	本籍数	95,778	95,710	95,614	95,584	95,452	95,297	
	本籍人口数	301,701	300,529	300,228	300,133	221,896	220,355	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	繁忙期に伴う臨時職員賃金	0				
	食糧費	東京法務局戸籍事務現地指導賄い	1	東京法務局戸籍事務現地指導賄い	1	東京法務局戸籍事務現地指導賄い	1
	一般需用費	図書購入・雑誌購読	1,668	図書購入・雑誌購読	1,260	図書購入・雑誌購読	1,744
	役務費	戸籍タイプ浄書業務人材派遣	9,080	戸籍タイプ浄書業務人材派遣	3,033	本人確認通知用郵送料	513
	委託料	戸籍簿電動回転保管庫保守	547	戸籍簿電動回転保管庫保守	375	戸籍簿電動回転保管庫保守	477
	使用料及び賃借料	戸籍簿電動回転保管庫使用料	2,099	戸籍簿電動回転保管庫使用料	3,043	戸籍簿電動回転保管庫使用料	2,900
	備品購入費	電動穿孔機	148				
	負担金補助及び交付金	東京戸籍事務協議会分担金	65	東京戸籍事務協議会分担金	65	東京戸籍事務協議会分担金	65

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	戸籍届出処理数	3,869	4,181	4,064			
	戸籍謄本等交付件数	87,035	90,575	97,837			
	証明書の発行に要する時間 (窓口発行分)	12分	10分	8分		5分	過去に遡る戸籍、受理証明書等の複雑な証明書を含めた平均値

問題点・課題	<p>本人確認が法制化されて以降、区においても、不正な手段による戸籍謄本等の請求及び戸籍の届出を防止するため、請求者の資格・請求事由等について、適正かつ厳格に本人確認や書類審査を行っている。今後も、厳格な本人確認や書類審査を行い、さらに迅速な事務処理ができるよう、人員・機器の配置及び事務処理方法の見直し等を検討していく。</p>
	<p>他区の実況 (実施区 未実施区)</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>厳格な本人確認や書類審査を行いながらも、迅速なサービスが提供できるよう、人員・機器の配置及び事務処理方法の見直し等を検討していく。</p>	<p>正確かつ迅速な事務処理により、区民に安定したサービスを提供する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定受託事務のため区が行う必要がある。

<p>議会要旨 ・平成21年一定 「第三者から戸籍謄本等の請求があった場合の、本人への通知の有無について」</p>

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	住民基本台帳事務	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	坂野 春起	内線	2362
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	住民基本台帳事務費（一般分）（11-56-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠法令等	住民基本台帳法・同施行規則、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	住民の居住関係を公証し、選挙人名簿の登録その他の行政事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図る。 これにより、住民に関する記録を正確かつ統一的去に行い、住民の利便を増進するとともに、行政事務の合理化に資する。				
対象者等	区民等（外国人除く）				
内容	(1) 転入、転出、転居、世帯変更の届出の受理 (2) 上記(1)の異動届出に伴う本籍地・前住所地への通知 (3) 住民票の写し、住民票記載事項証明書等の交付 (4) 公的個人認証サービスの申請・届出の受付、電子証明書の発行				
経過	昭和42年11月10日 住民基本台帳法施行 昭和58年4月1日 オンライン・データベース・漢字処理による住民票情報システム稼働 昭和60年4月1日 出張所とのオンライン化による住民票発行開始 昭和61年6月1日 住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳の閲覧制限・住民票の写しの交付において省略できる事項に続柄及び戸籍の表示を追加 平成14年8月5日 住基ネットシステム第1次稼働（住民票コード付番、行政機関等に対して本人確認情報の提供開始） 平成15年8月25日 住基ネットシステム本稼働（住民票の写しの広域交付、転入手続の特例処理、転入通知情報の送信等） 平成16年1月29日 公的個人認証サービスの開始 平成16年3月22日 荒川区住民基本台帳事務における本人確認等に関する事務取扱要綱及び要領を制定。届出、請求時における本人確認を厳格化 平成16年7月1日 荒川区ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護に関する住民基本台帳事務取扱要綱及び要領を制定。住民基本台帳の閲覧・住民票の写しの交付電子申請サービスの開始（住民票の写し、記載事項証明書） 平成17年4月1日 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱を制定 平成17年12月1日 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱の一部を改正 平成18年11月1日 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱の一部を改正 平成20年5月1日 住民基本台帳法の改正により、本人確認が法制化 平成21年4月20日 住基法施行規則の一部改正及び住基カードに関する技術的基準の一部改正				
必要性	法律で定められている事務で、区民にとって必要不可欠なものである。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 住民記録事務嘱託員（2名） 臨時職員（3ヶ月） 人材派遣によるフロアマネージャー等業務（2名 ヒューマンリソシア株）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	4,516	7,261	8,853	10,745	17,218	16,835	20,636	
決算額（21年度は見込み）	4,132	6,842	8,004	10,304	13,829	15,005	20,636	
人件費			59,613	61,314	51,116	50,720		
【事務分担量】（%）			764	790	670	670		
合計（+）	4,132	6,842	67,617	71,618	64,945	65,725	20,636	
国（特定財源）								
都（特定財源）	387	353	353	355	357	361		
その他（特定財源）	24,326	22,716	22,528	19,615	19,354	17,778		
一般財源	-20,581	-16,227	44,736	51,648	45,234	47,586	20,636	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	世帯数	84,535	85,922	87,118	89,019	91,130	93,134	
	人口	175,763	177,216	177,846	180,018	182,779	185,112	
	住民票交付件数	133,258	127,610	124,506	124,436	125,165	116,497	
	転入・転出・転居処理件数	19,346	19,474	19,728	20,794	20,827	22,763	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	住民記録事務嘱託員（2名）	4,185	住民記録事務嘱託員（2名）	4,217	住民記録事務嘱託員（2名）
共済費	住民記録事務嘱託員共済費	499	住民記録事務嘱託員共済費	490	住民記録事務嘱託員共済費	527	
一般賃金	繁忙期に伴う臨時職員賃金	240	繁忙期に伴う臨時職員賃金	353	繁忙期に伴う臨時職員賃金	404	
一般需用費	住民票改ざん防止用紙	2,101	住民票改ざん防止用紙	2,155	住民票改ざん防止用紙	2,415	
役務費	フロアマネージャー等人材派遣	6,585	フロアマネージャー等人材派遣	6,978	フロアマネージャー等人材派遣	8,331	
委託料	公的個人認証端末機保守委託	218	公的個人認証端末機保守委託	525	ホストシステム改修委託	4,092	
使用料及び賃借料			電子複合機使用料	287	電子複合機使用料	288	
備品購入費					シュレッダー	335	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	住民票の写しの交付件数	124,436	125,165	116,497			
	転入・転出・転居処理件数	20,794	20,827	22,763			

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽の届出・申請を防止するため、厳格な本人確認や書類審査を行い、確実な個人情報保護を行う。 ・外国人登録制度を廃止し、在留外国人を住民基本台帳制度の登録対象とする住民基本台帳法改正案と、国が新たに在留カードを発行する入管難民法改正案が今国会で成立する見通しで、成立すれば3年程度の期間を設けて移行する予定である。この間、国が行う在留管理との連携のあり方、台帳の正確性を確保するための確認作業、システムの調査検討・設計・調達、外国人住民に対する案内、庁内関係各課との調整等を検討する必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	厳格な本人確認や書類審査を行いながらも、迅速なサービスが提供できるよう事務処理方法の見直し等について検討していく。	正確かつ迅速な事務処理により、区民に安定したサービスを提供する。
	法改正が成立した場合には、新たな制度への移行がスムーズに行えるよう検討していく。	新たな住民記録制度に円滑に移行することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法律で定められている事務で、区民にとって必要不可欠なものである。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	印鑑登録事務	部課名 担当者名	区民生活部戸籍住民課 篠原 啓輔	課長名 内線	鈴木 仁 2362
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	印鑑登録事務費(11-70-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠 法令等	荒川区印鑑条例・同施行規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	<p>権利義務関係の証書に印鑑を押印するわが国の慣習を踏まえ、区民からの申請に基づき印鑑を登録し、登録した印鑑の印影であることを公証することを目的とする。</p> <p>これにより、不動産の売買、登記、自動車の売買・登録、公正証書の作成等重要な権利義務の発生、変更を伴う行為において、当該印鑑を押印してある文書の真正性を担保し、取引の安全に資する。</p>				
対象者等	住民基本台帳に記載されている区民及び外国人登録法により登録されている区民（15歳未満の者・成年被後見人を除く）				
内容	<p>(1) 印鑑登録申請の受付</p> <p>(2) 印鑑登録原票の作成</p> <p>(3) 印鑑登録申請者あて照会書の送付、保証人による印鑑登録時のお知らせの送付</p> <p>(4) 印鑑登録証の交付</p> <p>(5) 印鑑登録証明書の交付</p>				
経過	<p>昭和50年10月1日 印鑑登録証明書の発行を直接証明方式から間接証明方式に変更</p> <p>昭和60年4月1日 出張所とのオンライン化による印鑑登録・証明書の交付開始 日本人のみ</p> <p>平成8年11月5日 印鑑登録証明書自動交付システム稼働 日本人のみ</p> <p>平成10年12月1日 区民事務所でのファクシミリによる外国人印鑑登録証明書交付開始</p> <p>平成16年6月28日 住民基本台帳カードを活用した証明書自動交付サービスの開始</p> <p>平成16年7月1日 荒川区印鑑条例の改正により印鑑登録申請時の本人確認を厳格化</p>				
必要性	契約の公正を担保する等、広く利用されている制度であり必要性は高い。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額	1,990	2,422	2,324	2,213	2,265	1,897	2,043	
決算額（21年度は見込み）	1,377	2,089	1,869	1,683	1,800	1,732	2,043	
人件費			54,051	52,108	45,321	44,971		
【事務分担量】（%）			685	675	595	595		
合計（ + ）	1,377	2,089	55,920	53,791	47,121	46,703	2,043	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	9,901	9,637	9,728	9,662	9,616	9,166		
一般財源	-8,524	-7,548	46,192	44,129	37,505	37,537	2,043	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	印鑑登録者数	118,703	119,761	107,921	108,801	109,891	110,474	
	（別掲）外国人	3,670	3,734	3,770	3,815	3,950	4,160	
	印鑑証明交付件数	82,268	79,109	81,078	76,169	73,475	71,778	
（別掲）外国人	4,707	4,623	4,538	4,598	4,703	4,406		

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	あらかわ区民カード兼印鑑登録証	918	あらかわ区民カード兼印鑑登録証	1,007	あらかわ区民カード兼印鑑登録証	1,093
役務費	印鑑登録照会用郵券	580	印鑑登録照会用郵券	725	印鑑登録照会用郵券	950	
委託料	ファクシミリ保守委託	236					
使用料及び賃借料	電子複写機・ファクシミリ使用料	66					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	印鑑登録者数	108,801	109,891	110,474			
	自動交付機の利用が可能な登録証の割合	50.27%	52.67%	54.85%	57.11%	60.00%	
	印鑑証明書交付件数	76,169	73,475	71,778			

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録が重要な契約等に利用されるものであることを踏まえ、印鑑登録申請時の本人確認をより厳格に行うとともに、登録印及び印鑑登録証の適切な取扱いについて周知していく必要がある。 ・旧印鑑登録証から現在の印鑑登録証への切替を促すことにより、自動交付機の利用促進を図る必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	印鑑登録の申請時に顔写真付の公的身分証明書を持っていない申請者について、写真付の住基カードを勧める。	本人確認証明としての住基カードの普及および、自動交付機の利用促進につながる。
	本人の印鑑証明書を取りにきた旧印鑑登録証保持者について、本人確認書類で顔写真付の公的身分証明書を携帯していたら、登録証の切替え、暗証番号の登録を勧める。	旧印鑑登録証から現在の印鑑登録証への切替により、閉庁時でも自動交付機を利用することによって印鑑証明書を取得することができる。
	虚偽の届出を防ぐため、より厳格な本人確認を行う。疑義のある場合には、住民登録も含めて調査を行う。	虚偽の届出を防止することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	契約の公正を担保する等、広く利用されている制度であり必要性は高い。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	外国人登録事務	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	宮子 朝子	内線	2367
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	外国人登録事務費(11-84-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠法令等	外国人登録法・同施行規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	日本（荒川区）に在留する外国人の登録を実施することによって、外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、これにより得られた資料・情報を、出入国管理行政を始めとする各種の行政（教育・福祉・徴税等）に役立たせ、外国人の公正な管理に資することを目的としている。				
対象者等	(1)日本（荒川区）に在留する外国人 【対象外】...90日以内に出国、仮上陸、寄港地上陸、外交、公用、合衆国軍隊等 (2)日本で外国人となった人【出生、日本国籍喪失（外国国籍取得等）】				
内容	<国の法定受託事務> (1)登録事務 登録の対象者・登録の時期 ア 日本に在留する外国人（外交官等一部の者を除く）...上陸の日から90日以内 イ 日本で外国人となった人（出生等）...その日から60日以内 上記の申請に伴う外国人登録証明書の交付 外国人登録原票の作成等 (2)外国人登録原票記載事項証明書及び外国人登録原票写し交付事務 (3)特別永住許可申請受付事務 (4)出国・死亡等による外国人登録原票の閉鎖事務				
経過	昭和22年5月2日 外国人登録令 昭和27年4月28日 外国人登録法「指紋制度」採用 平成4年6月1日 同法改正「永住者・特別永住者指紋廃止」 平成10年12月1日 区民事務所でのファクシミリによる外国人登録済証明書交付開始 平成12年4月1日 外国人登録法改正「指紋全廃」等施行 平成14年6月1日 荒川区中央電算計算システム再構築により、外国人登録原票記載事項証明書及び印鑑登録証明書が各区民事務所の端末機により直接交付が可能となる（外国人原票等の内容確認を要する場合は、ファクシミリで現在も対応している。）				
必要性	法定受託事務のため、区が行う必要がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 外国人登録事務嘱託員（2名） 人材派遣によるデータ入力業務（1名・ヒューマンリソシア株）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	2,018	2,558	3,046	4,617	10,475	10,536	10,849	
決算額（21年度は見込み）	1,881	2,178	2,581	3,879	9,643	9,694	10,849	
人件費			48,926	41,672	48,554	48,179		
【事務分担当】（%）			640	560	640	640		
合計（+）	1,881	2,178	51,507	45,551	58,197	57,873	10,849	
国（特定財源）	27,211	27,343	24,171	24,845	28,638	31,830		
都（特定財源）								
その他（特定財源）	3,215	3,337	3,240	3,401	3,525	3,460		
一般財源	-28,545	-28,502	24,096	17,305	26,034	22,583	10,849	
事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
登録者数	13,164	13,178	13,645	13,984	14,937	15,968		
新規登録者数	1,928	1,566	1,896	1,922	2,148	2,296		
切替手続者数	1,683	1,790	831	985	1,783	1,516		
変更登録者数	15,385	13,044	12,431	14,226	16,359	17,214		
登録原票記載事項証明書交付件数	12,765	13,454	13,459	14,326	15,130	14,940		

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	外国人登録事務嘱託員（2名）	4,958	外国人登録事務嘱託員（2名）	4,966	外国人登録事務嘱託員（2名）
共済費	外国人登録事務嘱託員共済費	585	外国人登録事務嘱託員共済費	577	外国人登録事務嘱託員共済費	644	
特別旅費	外国人登録事務嘱託員旅費	1	外国人登録事務嘱託員旅費	1	外国人登録事務嘱託員旅費	4	
一般需用費	印鑑登録カード	259	消耗品一式	153	印鑑登録カード	413	
役務費	フロアマネージャー等人材派遣	3,803	フロアマネージャー等人材派遣	3,959	フロアマネージャー等人材派遣	4,730	
委託料							
負担金補助及び交付金	東京都外国人登録事務協議会分担金	36	東京都外国人登録事務協議会分担金	37	東京都外国人登録事務協議会分担金	39	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	外国人登録者数	13,984	14,937				
	登録原票記載事項証明書交付件数	14,326	15,130				
	外国人の区民事務所利用度	9.48%	9.93%	10.43%		12.00%	区民事務所での証明書交付数/ 全交付数

（問題点・課題）	<p>・外国人登録制度を廃止し、在留外国人を住民基本台帳制度の登録対象とする住民基本台帳法改正案と、国が新たに在留カードを発行する入管難民法改正案が今国会で成立する見通しで、成立すれば3年程度の期間を設けて移行する予定である。この間、国が行う在留管理との連携のあり方、台帳の正確性を確保するための確認作業、システムの調査検討・設計・調達、外国人住民に対する案内、庁内関係各課との調整等を検討する必要がある。</p> <p>・今回の制度改正は、適法に在留する外国人の利便性の向上を図るものであることから、区においても、平成14年度より協議調整中であった自動交付機による証明書類の発行について、制度改正にあわせて実施する方向で検討する必要がある。</p>
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
法改正が成立した場合には、新たな制度への移行がスムーズに行えるよう検討していく。	新たな制度に円滑に移行し、充実した行政サービスが提供できる。
自動交付機による証明書の発行について、新制度施行とともに実施するよう検討していく。	利便性の高いサービスが提供できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定受託事務のため、区が行う必要がある。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	自動交付機運営	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	篠原 啓輔	内線	2362
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	自動交付機運営(11-75-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠 法令等	証明書自動交付機の利用に関する規則、荒川区印鑑条例・同施行規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	証明書自動交付機により、開庁時間内のほか、閉庁している平日の夜間や土曜日、日曜日、祝日においても住民票の写し及び印鑑登録証明書を発行することにより、区民サービスの向上と事務の効率化を図ることを目的とする。				
対象者等	住民基本台帳に記載されている区民（15歳未満の者及び成年被後見人を除く）				
内容	<p>(1)利用者識別カードの発行 あらかわ区民カード（平成4年7月～/住民票用/手数料無料） あらかわ区民カード兼印鑑登録証（平成8年11月～/住民票・印鑑証明書用/手数料50円） 住民基本台帳カード（平成16年6月～/住民票・印鑑証明書用/カード発行手数料500円）</p> <p>(2)住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行 利用者識別カード及び4桁の暗証番号の入力により、住民票及び印鑑証明書を発行する。 自動交付機設置台数 9台 （本庁、南千住東部・南千住西部・町屋・尾久・日暮里区民事務所、東尾久ひろば館、ムーブ町屋、巣鴨信用金庫西日暮里支店 各1台） 利用時間 全日...午前8時30分から午後8時まで （ 巣鴨信金 土・日・祝日は午前8時30分から午後5時まで） （ ムーブ町屋 全日午前9時から） 手数料 住民票及び印鑑証明書いずれも1通300円</p>				
経過	平成4年9月1日 週休2日制の実施に伴い、住民票自動交付システム稼働 平成7年 印鑑登録証明書の自動交付実施のため、印影データ再セットアップ（自動交付機の印刷機器がレーザープリンタのため、印影データをFAX形式からOCR形式に変更） 新印鑑システムの導入 平成10年12月1日 印鑑登録証明書自動交付システム稼働 日本人のみ 平成14年5月7日 自動交付機の機種変更 宮地ひろば館から巣鴨信用金庫西日暮里支店へ自動交付機移設 平成16年6月28日 住民基本台帳カードを活用した証明書自動交付サービスの開始 平成18年4月1日 自動交付機の利用時間を延長 平成19年11月16日 耐用年数の経過に伴い、自動交付機8台の入れ替え作業実施 平成21年6月1日 南千住東部区民事務所に、自動交付機1台設置（計9台）				
必要性	平日の昼間に来庁できない区民のために行っているものであり、必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区民事務所自動交付機機械警備委託（セコム株） ムーブ町屋・巣鴨信用金庫自動交付機機械警備委託（総合警備保障株）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	7,083	5,817	4,581	3,625	3,756	3,132	8,234	
決算額（21年度は見込み）	5,970	3,609	3,166	2,832	2,684	2,908	8,234	
人件費			13,405	11,341	13,054	12,949		
【事務分担量】（%）			170	140	160	160		
合計（+）	5,970	3,609	16,571	14,173	15,738	15,857	8,234	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源） 交付機8台の歳入	11,967	11,966	13,009	12,579	12,786	13,509		
一般財源	-5,997	-8,357	3,562	1,594	2,952	2,348	8,234	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	住民票総発行数	118,746	112,313	110,041	107,704	105,151	98,796	
	うち交付機発行数	14,639	14,325	15,234	15,431	16,046	16,631	
	利用割合（%）	12.3%	12.8%	13.8%	14.3%	15.3%	16.8%	
	印鑑証明書総発行数	82,268	79,109	81,078	76,169	73,475	71,775	
	うち交付機発行数	25,254	25,564	28,130	26,502	26,573	28,401	
	利用割合（%）	30.7%	32.3%	34.7%	34.8%	36.2%	39.6%	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用費	自動交付機用トナー	237	自動交付機用トナー	492	自動交付機用トナー	882
	役務費	利用促進通知用郵送料	0	回線使用料（情報システム課）	351	回線使用料（情報システム課）	352
	委託料	区民事務所自動交付機機械警備委託	2,397	区民事務所自動交付機機械警備委託	2,015	自動交付機増設委託	6,950
	使用料及び賃借料	巣鴨信用金庫ATMコーナー賃借料	50	巣鴨信用金庫ATMコーナー賃借料	50	巣鴨信用金庫ATMコーナー賃借料	50

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	自動交付機利用率（住民票）	17.79%	18.17%	19.52%			交付機発行数 / (総発行枚数 - 郵送請求分) 【有料分】
	自動交付機利用率（印鑑証明書）	34.79%	36.17%	39.57%			交付機発行数 / 総発行枚数
	自動交付機による1枚あたりの経費（住民票・印鑑証明書）	801	432	595			開発費 + 運営費 / 総発行枚数

（問題点・課題）	<p>・自動交付機の利用者を拡大するため、自動交付機の利便性をPRするとともに、自動交付機を利用できないカード（プラスチック製の印鑑登録証、暗証番号を登録していないあらかわ区民カード兼印鑑登録証）の所持者に対して、自動交付機が利用できるカードへの切り替え方法等のPRをする必要がある。</p> <p>・南千住地区の人口増に対応するために、新たに南千住東部区民事務所に自動交付機を設置した。また、22年4月開設予定の（仮称）南千住区民事務所にも設置を予定しており、それ以降も利便性を高めるための検討を行っていく。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 13 区 未実施 9 区）</p> <p>< 自動交付機設置区・13区 > 中央・文京・台東・江東・世田谷・渋谷・杉並・豊島・板橋・江戸川・港・練馬・新宿</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	現在、カード保持者11万枚のうち、自動交付機を利用できないカード保持者は5万枚もあるため、当面の利用拡大に向けて、期間を定めて、集中的に区報、ホームページ、チラシ等で宣伝する。	自動交付機を利用できるカードが普及することにより、窓口が閉まっている時間帯でも住民票・印鑑証明書が取得可能となる。
	利便性を高めるため、設置場所、利用時間の延長等、必要経費等を含め検討する。	利便性が高まることによって、交付機の利用率が上がり、窓口の混雑緩和につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	平日の昼間に来庁できない区民のために行っているものであり、必要性は高い。

議（要旨）	<p>・平成17年一定 「自動交付機の設置場所等、さらに工夫すべき点について」</p>
-------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	住民基本台帳ネットワークシステム	部課名 担当者名	区民生活部戸籍住民課 篠原 啓輔	課長名 内線	鈴木 仁 2362
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	住民基本台帳ネットワークシステム(11-78-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠 法令等	住民基本台帳法・同施行規則、荒川区住民基本台帳ネットワークシステムの適正管理等に関する条例・同施行規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	<p>居住関係を公証する全国区市町村の住民基本台帳をネットワーク化することにより、住民票コードを基に、区市町村の区域を越えて住民基本台帳に関する事務を処理するほか、法律等で定められた行政機関等に対して本人確認情報（氏名・住所・性別・生年月日）を提供する。あわせて、区民からの申請に基づいて住民基本台帳カードを発行し、カードを活用して区独自の多目的利用サービスを提供する。</p> <p>これにより、「住民サービスの向上」「行政事務の効率化」「電子政府・電子自治体の基盤の整備」を図ることを目的とする。</p>				
対象者等	区民等（外国人除く）				
内容	<p>(1)住民票コードの付番 (2)都知事への本人確認情報の通知 (3)法令等で定める行政機関等への本人確認情報の提供 (4)転入通知情報の送受信 (5)住民票の写しの広域交付 (6)転出入手続の特例処理 (7)住民基本台帳カードの交付・多目的利用</p>				
経過	<p>平成11年8月18日 改正住民基本台帳法公布 平成13年度 コミュニケーションサーバの整備及び既存住記システムの改修 平成14年8月5日 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働 （住民票コード付番、行政機関等に対する本人確認情報の提供開始） 平成15年8月25日 住民基本台帳ネットワークシステム本稼働 （住民票の写しの広域交付・転出入手続の特例処理・住民基本台帳カードの交付・転入通知情報の送受信、住民基本台帳カードを活用した図書館の圖書の貸出し等のサービスの開始） 平成16年6月28日 住民基本台帳カードを活用した証明書自動交付サービス・申請書自動作成サービスの開始 平成17年2月10日 住民基本台帳カードを活用した電子マネーサービス（荒川遊園）の開始 平成20年2月1日 耐用年数の経過に伴い、システム機器（第1次稼働分）を更改 平成21年2月1日 耐用年数の経過に伴い、システム機器（第2次稼働分）を更改 平成21年4月20日 住基法施行規則の一部改正及び住基カードに関する技術的基準の一部改正により、住基カードのセキュリティ機能が強化</p>				
必要性	住民基本台帳法に定められた制度で、今後の電子政府・電子自治体を支える必要不可欠な制度である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 住民基本台帳ネットワークシステム運用支援委託（㈱エヌ・ティ・ティ・データ）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		41,030	20,356	13,041	12,993	8,579	19,189	20,238
決算額（21年度は見込み）		30,446	14,325	12,448	12,887	7,906	18,480	20,238
人件費				5,171	1,708	3,416	3,388	
【事務分担量】（%）				60	20	40	40	
合計（+）		30,446	14,325	17,619	14,595	11,322	21,868	20,238
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		647	590	546	697	1,152	1,164	
一般財源		29,799	13,735	17,073	13,898	10,170	20,704	20,238
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	住民基本台帳カード発行枚数	1,417	1,288	1,265	1,533	2,463	2,504	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	住基カード	2,972	住基カード	5,443	住基カード
役務費	住基カード発行照会用郵送料	473	住基カード発行照会用郵送料	406	住基カード発行照会用郵送料	780	
委託料	リライタブルプリンタ保守	204	住基ネットシステム運用支援委託	8,795	住基ネットシステム運用支援委託	9,862	
使用料及び賃借料	C S サーバー等賃借料	4,257	C S サーバー等賃借料	3,835	C S サーバー等賃借料	3,413	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	住基カード発行枚数	1,533	2,463	2,504			

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カードの普及啓発を図る方を検討する必要がある。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施区 未実施区）</p> <p><住民基本台帳ネットワーク不参加団体> 全国的には、国立市・矢祭町（福島県）が不参加。（杉並区は21年1月5日から参加している）</p> <p><住民基本台帳カード多目的利用サービスの導入状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書自動交付サービス（9区） 台東区・文京区・江戸川区・渋谷区・世田谷区・江東区・港区・練馬区・新宿区 ・申請書自動作成サービス...なし

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	市区町村窓口や銀行等での本人確認書類として、写真付き住基カードが有効であることをPRしていく。	顔写真付きの身分証明書を持たない方にも、顔写真付きの身分証明書を持つことができる。
	住基カードの偽造・変造事件が複数確認されていることから、申請窓口での本人確認を厳格に行う必要がある。	住基カードの偽造・変造事件に対する抑止力になるとともに、住基カードの信頼性を保つことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	住民基本台帳法に定められた制度である。

議会議要旨（質問状）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年予特 「住基カードの共用化による改革の可能性について」
------------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	戸籍システム	部課名 担当者名	区民生活部戸籍住民課 岩田 峰夫	課長名 内線	鈴木 仁 2354
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	戸籍システムの導入(11-42-75-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠 法令等	法の適用に関する通則法、国籍法、民法、戸籍法・同施行規則、地方自治法、墓地埋葬等に関する法律、住民基本台帳法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	戸籍事務の迅速かつ正確な処理による住民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、コンピュータによる新たなシステムを導入する。				
対象者等	(1)根拠法令に基づく戸籍の届出事件本人 (2)戸籍の謄抄本等の請求者				
内容	(1)行政サービスの向上 ・戸籍作成時間の短縮 ・証明書交付時間の短縮 ・区民事務所取扱証明書類の作成 ・戸籍記載形式の変更による平易化 (2)戸籍事務の効率化による職員適正配置・相談機能の充実 (3)戸籍関係書類の保管場所の縮小による快適な待合スペースの確保 (4)電子政府・電子自治体への対応				
経過	平成6年12月1日 戸籍法および住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行 平成17年9月15日 政策会議（戸籍事務コンピュータ化の実施について） 平成17年9月20日 戸籍情報システムの導入計画作成 平成18年5月8日 政策会議・戸籍事務コンピュータ化の実施について（5月10日 庁議報告） 平成18年6月7日 福祉・区民生活委員会（戸籍事務コンピュータ化の実施について） 平成18年6月20日 個人情報保護審議会（戸籍システムの新規開発等について諮問） 平成19年1月15日 政策会議・委託事業者の選定結果について（1月19日 庁議報告） 平成19年2月22日 東京法務局に戸籍の改製作業着手報告 平成20年2月16日 改製（18日 現在戸籍システム稼働 22日 東京法務局に改製報告） 平成20年4月1日 届書入力委託開始 平成20年10月31日 除・改製原戸籍システム稼働 平成21年4月1日 証明書作成委託開始				
必要性	戸籍事務のサービス向上のために必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 戸籍システム運用支援委託（富士ゼロックスシステムサービス） 証明発行等オペレーション委託（富士ゼロックスシステムサービス）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		予算額					31,772	274,615
決算額（21年度は見込み）					27,806	268,144	163,203	78,358
人件費					15,884	8,540	5,929	
【事務分担量】（%）					186	100	70	
合計（+）		0	0	0	43,690	276,684	169,132	78,358
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	43,690	276,684	169,132	78,358
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	時間外勤務手当	セットアップ等準備作業	1,240	セットアップ等準備作業	752		
	一般貸金	臨時職員賃金	521	臨時職員賃金	851	臨時職員賃金	1,613
	一般需用費	改ざん防止用紙	241	証明書発行用消耗品	822	証明書発行用消耗品	2,270
	役務費	戸籍公用請求等郵送料	833				
	委託料	戸籍事務コンピュータ化委託	262,842	戸籍事務コンピュータ化委託	142,443	戸籍システム運用支援委託	54,374
	使用料及び賃借料	戸籍システム賃借料	2,468	戸籍システム賃借料	18,336	戸籍システム賃借料	20,101

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
指 標	戸籍の編製に要する日数	7日	5日	3～4日		2～3日	届出書受付から証明書が発行できるまでの日数
	証明書の発行に要する時間	12分	10分	8分		5分	過去に遡る戸籍、受理証明書等の複雑な証明書を含めた平均値

（問題点・課題） 平成20年10月に、除・改製原戸籍システムが稼働したことによって、届出受付及び証明発行の事務処理について、コンピュータ処理に一本化されることとなった。
システムの稼働状況に合わせて、事務処理方法の変更や、業務委託の段階的な導入など、効率的な運用を検討し実施してきた結果、事務処理に要する時間の短縮などの効果をあげることができた。今後は、より効率的な運用を検討しながら、処理コストの削減等についても検討していく必要がある。

（他区の実施状況） （実施 22 区 未実施 0 区）
<戸籍事務電算化実施区... 22区>
台東・豊島・新宿・中野・足立・大田・千代田・江東・練馬・江戸川・渋谷・品川・港・葛飾・板橋・世田谷
中央・目黒・北・墨田（20年9月）文京（20年10月）杉並（20年11月）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
事務の正確性と個人情報保護の確実性を維持したうえで、さらに迅速性の向上や処理コストの削減等についても検討していく必要がある。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	継続	戸籍事務のサービス向上のために必要である。

（議会要旨）